

老人福祉施設指導監査指導基準（令和8年5月31日適用）

特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課監査グループ

特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
I 人員 1 職員の配置 II 設備 1 設備 III 運営 1 運営規程 2 非常災害対策 3 記録 4 施設長 5 入退所 6 処遇に関する計画 7 処遇方針 8 介護 9 入所者の入院期間中の取扱い 10 緊急時の対応 11 勤務体制の確保 12 業務継続計画の策定等 13 定員の遵守 14 衛生管理等 15 秘密保持等 16 苦情処理 17 事故発生の防止及び発生時の対応 18 虐待の防止 19 介護現場の生産性の向上	I 人員 1 職員の配置 II 設備 1 設備 III 運営 1 運営規程 2 非常災害対策 3 記録 4 施設長 5 入退所 6 処遇に関する計画 7 処遇方針 8 介護 9 勤務体制の確保 10 業務継続計画の策定等 11 衛生管理等 12 秘密保持等 13 苦情処理 14 事故発生の防止及び発生時の対応 15 虐待の防止	I 人員 1 職員の配置 II 設備 1 設備 III 運営 1 運営規程 2 非常災害対策 3 記録 4 施設長 5 入退所 6 サービス提供の方針 7 生活相談等 8 勤務体制の確保 9 業務継続計画の策定等 10 定員の遵守 11 衛生管理等 12 秘密保持等 13 苦情処理 14 事故発生の防止及び発生時の対応 15 虐待の防止

【指導基準の凡例】

1 「根拠（条例）」及び「根拠（解釈通知）」には、施設の区分により次の条例等の条項又は項目番号を記載しています。

特別養護老人ホーム	条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	解釈通知	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について
養護老人ホーム	条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	解釈通知	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について
軽費老人ホーム	条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	解釈通知	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 2 特別養護老人ホームについては、次のとおり省略しています。
- (1)特養 下記(2)から(4)に該当しない特別養護老人ホーム
 - (2)ユニ ユニット型特別養護老人ホーム
 - (3)地密 地域密着型特別養護老人ホーム
 - (4)ユ地 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	I 人員						
特養	1 職員の配置						
特養	(1) 入所者に対し、職員数は適切であるか【特養・ユニ・ユ地】						
特養	(2) 必要な専門職が揃っているか【特養・ユニ・ユ地】						
特養	(入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに特別養護老人ホームを設置し、又は特別養護老人ホームを再開する場合は、推定数によるものとする。)	第3条第2項			A	条例に定められた〇〇(職種)を配置してください。	職員の配置が不足していました。
特養	ア 施設長 1名 常勤の者でなければならない。	第3条第1項第1号					
特養	イ 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	第3条第1項第2号					
特養	ウ 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 常勤の者でなければならない。	第3条第1項第3号					
特養	エ 介護職員及び看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)	第3条第1項第4号					
特養	(ア) 介護職員及び看護職員は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	第3条第1項第4号			A	〇〇(職種)が〇名(人数)不足していましたので改善してください。	職員の配置が不足していました。
特養	(イ) 看護職員	第3条第1項第4号					
特養	① 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上	第3条第1項第4号					
特養	② 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上	第3条第1項第4号					
特養	③ 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上	第3条第1項第4号					
特養	④ 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	第3条第1項第4号					
特養	オ 栄養士又は管理栄養士 1以上(入所定員40人を超えない場合の例外規定あり)	第3条第1項第5号					
特養	カ 機能訓練指導員 1以上 当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	第3条第1項第6号					
特養	キ 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	第3条第1項第7号					
特養	ク サテライト型施設の場合、「医師」及び「調理員、事務員その他の職員の数」について、条例第3条第7項の規定により算出したうえで確認しているか	第3条第7項					
特養	ケ 「常勤換算方法」「常勤」「前年度の平均値」については、解釈通知第2-1(4)により確認		第2-1(4)				
特養	(1) 入所者に対し、職員数は適切であるか【地密】						
特養	(2) 必要な専門職が揃っているか【地密】						
特養	(入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに特別養護老人ホームを設置し、又は特別養護老人ホームを再開する場合は、推定数によるものとする。)	第44条第2項			A	条例に定められた〇〇(職種)を配置してください。	職員の配置が不足していました。
特養	ア 施設長 1名 常勤の者でなければならない。	第44条第1項第1号					
特養	イ 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(サテライト型の場合、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。)	第44条第1項第2号					
特養	ウ 生活相談員 1以上 常勤の者でなければならない。(サテライト型の場合は、常勤換算方法で1以上)	第44条第1項第3号					
特養	エ 介護職員及び看護職員	第44条第1項第4号					
特養	(ア) 介護職員及び看護職員は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	第44条第1項第4号			A	〇〇(職種)が〇名(人数)不足していましたので改善してください。	職員の配置が不足していました。
特養	(イ) 介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。	第44条第1項第4号					
特養	(ウ) 看護職員 1以上・1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。	第44条第1項第4号					
特養	オ 栄養士又は管理栄養士 1以上(第44条本文に例外規定あり)	第44条第1項第5号					
特養	カ 機能訓練指導員 1以上 当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	第44条第1項第6号					
特養	キ 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数	第44条第1項第7号					
特養	ク サテライト型施設の場合、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、本体施設の区分により職員配置の例外規定あり	第44条第9項					
特養	(ア) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員	第44条第9項第1号					
特養	(イ) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員	第44条第9項第2号					
特養	(ウ) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員	第44条第9項第3号					
特養	(エ) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数が100床以上の病院に限る。)	第44条第9項第4号					
特養	(オ) 診療所 事務員その他の職員	第44条第9項第5号					
特養	ケ 条例第44条第11項の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防含む)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所併設の場合の兼務が認められる場合がある。	第44条第11項					
特養	コ 本体施設が地密特養でサテライト型に医師又は調理員、事務員その他職員を置かない場合の入所者数は、条例第44条第12項の規定により算出しているか	第44条第12項					
特養	サ 「常勤換算方法」「常勤」「前年度の平均値」について、特養解釈通知第2-1(4)の規定により確認		第2-1(4)				
特養	(3) 専門職は必要な資格を有しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア 施設長 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第1項 ユニ第42条（第4条準用） 地密第48条（第4条準用） ユニ地第52条（第4条準用）			A	〇〇（職種）について、条例に定める資格要件が満たされていないので（又は、資格要件を満たさない職員がいましたので）適切な配置を行ってください。	資格要件を満たさない職員がいました。
特養	イ 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第2項 ユニ第42条（第4条準用） 地密第48条（第4条準用） ユニ地第52条（第4条準用）	第2-2(2)				
特養	ウ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設的生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこととする。						
特養	生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として条例第5条ただし書は適用されず、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限りただし書きが適用される。		第2-3				
特養	II 設備						
特養	1 設備						
特養	(1) 目的に沿った仕様になっているか（目視）（ア及びイ【特養・ユニ・地密・ユ地】）						
特養	ア 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	第6条			A	〇〇（設備名）について、〇〇であり条例に定める基準を満たしていませんでしたので改善してください。	基準を満たさない施設設備がありました。
特養	イ 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	第7条					
特養	(ア) 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えない。		第3-2 ユニ第5-10（第3-2準用） 地密第6-6（第3-2準用） ユ地第7-4（第3-2準用）				
特養	(2) 必要な設備を有しているか【特養】						
特養	ア 居室	第8条第5項第1号 第8条第5項第1号			B	〇〇（設備名）の変更について、事業の変更を届け出るなど必要な手続きを行ってください。	
特養	(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。（経過措置あり。特養解釈通知第3-3(13)参照）						
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第8条第5項第1号					
特養	(ウ) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。	第8条第5項第1号					
特養	(エ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第8条第5項第1号					
特養	(オ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第8条第5項第1号					
特養	(カ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第8条第5項第1号					
特養	(キ) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第8条第5項第1号					
特養	(ク) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第8条第5項第1号					
特養	イ 静養室	第8条第5項第2号					
特養	(ア) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	第8条第5項第2号					
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第8条第5項第2号					
特養	(ウ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第8条第5項第2号					
特養	(エ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第8条第5項第2号					
特養	(オ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第8条第5項第2号					
特養	(カ) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第8条第5項第2号					
特養	(キ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第8条第5項第2号					
特養	ウ 浴室	第8条第5項第3号					
特養	介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。	第8条第5項第3号					
特養	エ 洗面設備	第8条第5項第4号					
特養	居室のある階ごとに設け、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第8条第5項第4号					
特養	オ 便所	第8条第5項第5号					
特養	(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	第8条第5項第5号					
特養	(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第8条第5項第5号					
特養	カ 医務室	第8条第5項第6号					
特養	医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	第8条第5項第6号					
特養	キ 調理室	第8条第5項第7号					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	第8条第5項第7号					
特養	ク 介護職員室	第8条第5項第8号					
特養	(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	第8条第5項第8号					
特養	(イ) 必要な備品を備えること。	第8条第5項第8号					
特養	ケ 食堂及び機能訓練室	第8条第5項第9号					
特養	(ア) それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積とすること。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。	第8条第5項第9号					
特養	(イ) 必要な備品を備えること。	第8条第5項第9号					
特養	コ 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。中廊下（両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下この号及び第45条第7項第1号において同じ。）にあつては、2.7メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下の幅を1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。	第8条第7項第1号					
特養	サ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	第8条第7項第2号					
特養	シ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	第8条第7項第3号					
特養	ス 階段の傾斜は、緩やかにすること。	第8条第7項第4号					
特養	セ 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	第8条第7項第5号					
特養	(2) 必要な設備を有しているか。【ユニ】						
特養	ア 居室	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	第34条第5項第1号					
特養	(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	第34条第5項第1号					
特養	(ウ) 地階に設けないこと	第34条第5項第1号					
特養	(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上（①ただし書の規定により定員を2人とする場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。	第34条第5項第1号					
特養	(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第34条第5項第1号					
特養	(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。	第34条第5項第1号					
特養	(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第34条第5項第1号					
特養	(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第34条第5項第1号					
特養	(ケ) プザー又はこれに代わる設備を設けること。	第34条第5項第1号					
特養	イ 共同生活室	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	第34条第5項第1号					
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第34条第5項第1号					
特養	(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上の面積を標準とすること。	第34条第5項第1号					
特養	(エ) 必要な設備及び備品を備えること。	第34条第5項第1号					
特養	ウ 洗面設備	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	第34条第5項第1号					
特養	(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第34条第5項第1号					
特養	エ 便所	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	第34条第5項第1号					
特養	(イ) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第34条第5項第1号					
特養	オ 浴室	第34条第5項第1号					
特養	介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。	第34条第5項第1号					
特養	カ 医務室	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	第34条第5項第1号					
特養	キ 調理室	第34条第5項第1号					
特養	(ア) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	第34条第5項第1号					
特養	ク 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。中廊下（両側に居室、共同生活室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下この号及び第50条第7項第1号において同じ。）にあつては、2.7メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下の幅を1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。	第34条第7項第1号					
特養	ケ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	第34条第7項第2号					
特養	コ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	第34条第7項第3号					
特養	サ 階段の傾斜は、緩やかにすること。	第34条第7項第4号					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	シ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	第34条第7項第5号					
特養	(2) 必要な設備を有しているか。【地密】						
特養	ア 居室	第45条第5項第1号					
特養	(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	第45条第5項第1号					
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第45条第5項第1号					
特養	(ウ) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。	第45条第5項第1号					
特養	(エ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第45条第5項第1号					
特養	(オ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第45条第5項第1号					
特養	(カ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第45条第5項第1号					
特養	(キ) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第45条第5項第1号					
特養	(ク) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第45条第5項第1号					
特養	イ 静養室	第45条第5項第2号					
特養	(ア) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	第45条第5項第2号					
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第45条第5項第2号					
特養	(ウ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第45条第5項第2号					
特養	(エ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第45条第5項第2号					
特養	(オ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第45条第5項第2号					
特養	(カ) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第45条第5項第2号					
特養	(キ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第45条第5項第2号					
特養	ウ 浴室	第45条第5項第3号					
特養	介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。	第45条第5項第3号					
特養	エ 洗面設備	第45条第5項第4号					
特養	居室のある階ごとに設け、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第45条第5項第4号					
特養	オ 便所	第45条第5項第5号					
特養	(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	第45条第5項第5号					
特養	(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第45条第5項第5号					
特養	カ 医務室	第45条第5項第6号					
特養	医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	第45条第5項第6号					
特養	キ 調理室	第45条第5項第7号					
特養	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。ただし、サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。	第45条第5項第7号					
特養	ク 介護職員室	第45条第5項第8号					
特養	(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	第45条第5項第8号					
特養	(イ) 必要な備品を備えること。	第45条第5項第8号					
特養	ケ 食堂及び機能訓練室	第45条第5項第9号					
特養	(ア) それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積とすること。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。	第45条第5項第9号					
特養	(イ) 必要な備品を備えること。	第45条第5項第9号					
特養	コ 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。	第45条第7項第1号					
特養	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	第45条第7項第2号					
特養	シ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	第45条第7項第3号					
特養	階段の傾斜は、緩やかにすること。	第45条第7項第4号					
特養	セ 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	第45条第7項第5号					
特養	(2) 必要な設備を有しているか。【ユ地】						
特養	ア 居室	第50条第5項第1号					
特養	(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	第50条第5項第1号					
特養	(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。	第50条第5項第1号					
特養	(ウ) 地階に設けないこと。	第50条第5項第1号					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上(①ただし書の規定により定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。	第50条第5項第1号					
特養	(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第50条第5項第1号					
特養	(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。	第50条第5項第1号					
特養	(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	第50条第5項第1号					
特養	(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	第50条第5項第1号					
特養	(ケ) プザー又はこれに代わる設備を設けること。	第50条第5項第1号					
特養	イ 共同生活室	第50条第5項第1号					
特養	(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	第50条第5項第1号					
特養	(イ) 地階に設けないこと。	第50条第5項第1号					
特養	(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上の面積を標準とすること。	第50条第5項第1号					
特養	(エ) 必要な設備及び備品を備えること。	第50条第5項第1号					
特養	ウ 洗面設備	第50条第5項第1号					
特養	(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	第50条第5項第1号					
特養	(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第50条第5項第1号					
特養	エ 便所	第50条第5項第1号					
特養	(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	第50条第5項第1号					
特養	(イ) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。	第50条第5項第1号					
特養	オ 浴室	第50条第5項第2号					
特養	介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。	第50条第5項第2号					
特養	カ 医務室	第50条第5項第3号					
特養	(ア) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	第50条第5項第3号					
特養	キ 調理室	第50条第5項第4号					
特養	(ア) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。ただし、サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。	第50条第5項第4号					
特養	ク 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。	第50条第7項第1号					
特養	ケ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	第50条第7項第2号					
特養	コ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	第50条第7項第3号					
特養	サ 階段の傾斜は、緩やかにすること。	第50条第7項第4号					
特養	シ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	第50条第7項第5号					
特養	Ⅲ 運営						
特養	1 運営規程						
特養	(1) 運営における重要事項について定めているか【特養・地密】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。	第21条			A	運営規程を整備してください。	運営規程が未整備でした。
特養	(ア) 施設の目的及び運営の方針	地密第48条(第21条準用) 第21条第1号 地密第48条(準用規定記載省略、以下同じ)					
特養	(イ) 職員の職種、員数及び職務の内容	第21条第2号 地密第48条					
特養	① 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		第4-12(1) 地密第6-6(第4-12準用)				
特養	(ウ) 入所定員	第21条第3号 地密第48条			B	運営規程の内容に不足項目(〇〇)がありましたので整備してください。	
特養	① 入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。		第4-12(2) 地密第6-6(第4-12準用)		B	運営規程に次のとおり不足項目がありましたので整備してください。	
特養	(エ) 入所者の処遇の内容及び費用の額	第21条第4号 地密第48条					
特養	① 入所者の処遇の内容は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。		第4-12(3) 地密第6-6(第4-12準用)		B	運営規程の〇〇(項目名)については、〇〇(不足している内容)を定めてください。	

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	② 費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の額を規定するものであること。		第4-12(3) 地密第6-6(第4-12準用)				
特養	(オ) 施設の利用に当たっての留意事項	第21条第5号 地密第48条					
特養	① 入所者が特別養護老人ホームを利用する際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。		第4-12(4) 地密第6-6(第4-12準用)				
特養	(カ) 緊急時等における対応方法	第21条第6号 地密第48条					
特養	(キ) 非常災害対策	第21条第7号 地密第48条					
特養	① 特養解釈通知第4-15の非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。		第4-12(5) 地密第6-6(第4-12準用)				
特養	(ク) 虐待の防止のための措置に関する事項	第21条第8号 地密第48条					
特養	① 特養解釈通知第4-22の虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容とすること。		第4-12(6) 地密第6-6(第4-12準用)				
特養	(ケ) その他施設の運営に関する重要事項	第21条第9号 地密第48条					
特養	① 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き、職員への研修体制、条例第26条第1項の協力病院、職員及び職員であった者の秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理に係る体制について定めておくことが望ましい。		第4-12(7) 地密第6-6(第4-12準用) ※協力医療機関はR9.3.31まで努力義務				
特養	(1) 運営における重要事項について定めているか【ユニ・ユ地】						
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。	ユニ第39条 ユ地第52条(第39条準用)			A	運営規程を整備してください。	運営規程が未整備でした。
特養	(ア) 施設の目的及び運営の方針	ユニ第39条第1号 ユ地第52条(準用規定記載省略、以下同じ)					
特養	(イ) 職員の職種、員数及び職務の内容	ユニ第39条第2号 ユ地第52条					
特養	① 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	(ウ) 入居定員	ユニ第39条第3号 ユ地第52条			B	運営規程の内容に不足項目(〇〇)がありましたので整備してください。	
特養	① 入居定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)		B	運営規程に次のとおり不足項目がありましたので整備してください。	
特養	(エ) ユニットの数及び各ユニットの入居定員	ユニ第39条第4号 ユ地第52条					
特養	(オ) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額	ユニ第39条第5号 ユ地第52条			B	運営規程の〇〇(項目名)については、〇〇(不足している内容)を定めてください。	
特養	① 入居者へのサービスの提供の内容は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものでなければならない。		ユニ第5-8(1) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用) ユニ第5-8(1) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	② 費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用の額を規定しなければならない。		ユニ第5-8(1) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	(カ) 施設の利用に当たっての留意事項	ユニ第39条第6号 ユ地第52条					
特養	① 入居者が特別養護老人ホームを利用する際の、入居者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	(キ) 緊急時等における対応方法	ユニ第39条第7号 ユ地第52条					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(ク) 非常災害対策	ユニ第39条第8号 ユ地第52条					
特養	① 特養解釈通知第4-15の非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	(ケ) 虐待の防止のための措置に関する事項	ユニ第39条第9号 ユ地第52条					
特養	① 特養解釈通知第4-22の虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法を指す内容とすること。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用)				
特養	(コ) その他施設の運営に関する重要事項	ユニ第39条第10号 ユ地第52条					
特養	① 入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き、職員への研修体制、条例第26条第1項の協力病院、職員及び職員であった者の秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理に係る体制について定めておくことが望ましい。		ユニ第5-8(2) (第4-12(1)準用) ユ地第7-4 (第5-8準用) ※協力医療機関はR9.3.31 まで努力義務				
特養	2 非常災害対策						
特養	(1) 非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的な計画があるか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第24条第1項 ユニ第42条(第24条準用) 地密第48条(第24条準用) ユ地第52条(第24条準用)			A	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための計画を定めてください。	非常災害に対処するための計画を定めていませんでした。
特養	(ア) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。		第4-16(3) ユニ第5-10(第4-16準用) 地密第6-6(第4-16準用) ユ地第7-4(第4-16準用)		B	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための計画について、実態に合わせて変更してください。	
特養	(参考) 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			水防法 第15条の3第1項			
特養	(参考) 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第1項 津波防災地域づくりに関する法律 第71条第1項			
特養	(参考) 次に掲げる施設であって、第54条第1項(第69条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。 一 地下街等 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの						
特養	(イ) 「関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。		第4-16(3) ユニ第5-10(第4-16準用) 地密第6-6(第4-16準用) ユ地第7-4(第4-16準用)		A	非常災害時の関係機関への通報体制等を整備してください。	非常災害時の通報体制等が未整備でした。
特養					B	非常災害時の通報体制等について、実態に合わせて変更してください。	
特養	(3) 非常災害に備えるための避難・救出等の訓練を定期的実施しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第24条第2項 ユニ第42条 (第24条準用) 地密第48条 (第24条準用) ユ地第52条 (第24条準用)			A	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための避難訓練を実施してください。	非常災害に対処するための避難訓練が未実施でした。
特養	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			水防法 第15条の3第5項			
特養	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第5項 津波防災地域づくりに関する法律 第71条第2項			
特養	(参考) 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。						
特養	3 記録						
特養	(1) 入所者の処遇(入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項)を記録し、保存しているか。【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 ● 入所者の処遇に関する計画 ● 入所者に対する処遇の具体的な内容等の記録	第31条第2項 ユニ第42条 (第31条準用) 地密第48条 (第31条準用) ユ地第52条 (第31条準用)			A	〇〇(記録の名称)について整備してください。	処遇に関する記録に未整備のものがありません。
特養	(ア) 特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えるものとする。(入所者に関するもののみ記載) ※指導監査での確認については「確認文書」で行う。		第4-25 ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)		A	〇〇(記録の名称)について、次のとおり記録の内容が不十分でしたので改善してください。	処遇に関する記録に不十分なものがありません。
特養	① 入所者名簿		第4-25(2) ユニ第5-10 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	② 入所者台帳(入所者の生活歴、病歴、入所前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	③ 入所者の処遇に関する計画		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	④ 処遇日誌		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	⑤ 献立その他食事に関する記録		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	⑥ 入所者の健康管理に関する記録		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	⑦ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				
特養	⑧ 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録		第4-25(2) ユニ第5-10 (第4-25準用) 地密第6-6 (第4-25準用) ユ地第7-4 (第4-25準用)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	⑨ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		第4-25(2) ユニ第5-10(第4-25準用) 地密第6-6(第4-25準用) ユ地第7-4(第4-25準用)				
特養	4 施設長						
特養	(1) 施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。	第3条第4項 地密第44条第4項			A	施設長の兼務により入所者の処遇に支障をきたしているので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
特養	(ア) 「常勤」は、当該特別養護老人ホームにおける勤務時間が、当該特別養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の職員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。		第2-1(4)		A	施設長の兼務が、常勤要件を満たしていないので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
特養	(イ) 当該施設に併設される他の事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。		第2-1(4)				
特養	(ウ) 施設長は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該特別養護老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ・ 当該特別養護老人ホームの従事者としての職務に従事する場合 ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該特別養護老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該特別養護老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)		第2-1(5)				
特養	イ 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	第5条 ユニ第42条(第5条準用) 地密第48条(第5条準用) ユ地第52条(第5条準用)					
特養	(ア) 同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用される。		第2-3 ユニ第5-10(第2-3準用) 地密第6-6(第2-3準用) ユ地第7-4(第2-3準用)				
特養	5 入退所						
特養	(1) 入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援(介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。	第10条第1項 ユニ第42条(第10条準用) 地密第48条(第10条準用) ユ地第52条(第10条準用)			B	入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等の把握に努めてください。	
特養	(2) 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるか否かについて定期的に検討しなければならない。	第10条第2項 ユニ第42条(第10条準用) 地密第48条(第10条準用) ユ地第52条(第10条準用)			A	当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるか否かについて、(○○、●●を含む多職種で・定期的に)協議・検討してください。	入退所の検討について改善すべき点がありました。
特養	イ 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。	第10条第3項(第10条準用) ユニ第42条(第10条準用) 地密第48条(第10条準用) ユ地第52条(第10条準用)					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(ア) 特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。 なお、前記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行わなければならない。		第4-1(1) ユニ第5-10(第4-1準用) 地密第6-6(第4-1準用) ユ地第7-4(第4-1準用)		B	入所者が居宅において日常生活を営むことができるかについて、〇〇により検討してください。	
特養	6 処遇に関する計画						
特養	(1) 入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	(2) 当該計画に際し、同意を得ているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。	第11条第1項 ユニ第42条(第11条準用) 地密第48条(第11条準用) ユ地第52条(第11条準用)			A	入所(居)者の処遇に関する計画を作成してください。	処遇計画が未作成の事例がありました。
特養	(ア) 入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。		第4-2(1) ユニ第5-10(第4-2準用) 地密第6-6(第4-2準用) ユ地第7-4(第4-2準用)		A	入所(居)者の処遇に関する計画については、入所(居)者の心身の状況、当該入所(居)者及び家族の希望等を勘案し、作成してください。	処遇計画の作成に当たり検討が不十分な事例がありました。
特養	(イ) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。		第4-2(2) 地密第6-6 (準用規定記載省略、以下同じ)				
特養	(ウ) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第17号)第16条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えない。		第4-2(3) ユニ第5-10 地密第6-6 ユ地第7-4		A	処遇に関する計画については、入所(居)者の同意を得て作成してください。	処遇計画の作成に当たり同意を得ていない事例がありました。
特養	(3) 達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。	第11条第2項 ユニ第42条(第11条準用) 地密第48条(第11条準用) ユ地第52条(第11条準用)			A	処遇に関する計画について、見直されていない事例がありましたので、入所(居)者の状況を勘案し必要な見直しを行ってください。	処遇計画の見直しを行っていない事例がありました。
特養	7 処遇方針						
特養	(1) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他入所(居)者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所(居)者の処遇に当たっては、入所(居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	第12条第4項 ユニ第35条第6項 地密第48条(第12条準用) ユ地第52条(第35条準用)					
特養	(2) 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)をすべて満たしているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	(3) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	第12条第5項 ユニ第35条第7項 地密第48条(第12条準用) ユ地第52条(第35条準用)			A	身体的拘束(又は入所(居)者の行動を制限する行為)を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
特養	(ア) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。		第4-3(3)		A	緊急やむを得ず身体的拘束(又は入所者の行動を制限する行為)を実施する場合には、〇〇について十分な検討を行ってください(十分な検討を行い、その結果を記録してください)。	
特養	(4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	第12条第6項第1号 ユニ第35条第8項第1号 地密第48条 ユ地第52条 (準用規定記載省略、以下同じ)			A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	イ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成するものとする。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務（※）については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)		B	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
特養	ロ 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要だが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこととする。また、身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこととする。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)		B	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。	
特養	ハ 身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)		A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	ニ 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)		A	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を決めてください。	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を置いていませんでした。
特養	ヒ 特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	ヘ 具体的には、次のようなことを想定している。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	② 介護職員その他の職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。		第4-3(3) ユニ第5-4(7) (第4-3準用) 地密第6-6 (第4-3準用) ユ地第7-4(第5-4準用)				
特養	(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	第12条第6項第2号 ユニ第35条第8項第2号 地密第48条 ユ地第52条			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備してください。	身体的拘束等の適正化に向けた指針が未整備でした。
特養	(ア) 第12条第6項第2号の特別養護老人ホームが整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。	
特養	① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
特養	② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		第4-3(4) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	(6) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的開催しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	第12条第6項第3号 ユニ第35条第8項第3号 地密第48条 ユ地第52条			A	介護職員その他の職員に対し、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
特養	(ア) 第12条第6項第3号の介護職員その他の職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。		第4-3(5) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に身体的拘束適正化の研修を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。		第4-3(5) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4		A	身体的拘束等の適正化の研修の実施内容について記録してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
特養	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-3(5) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えないこととする。		第4-3(5) ユニ第5-4(7) 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	8 介護						
特養	(1) 入浴回数は適切か【特養】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	第13条第2項			A	1週間に2回以上、入所者に対する入浴又は清しきを実施してください。	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
特養	(ア) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。		第4-4(2)				
特養	(1) 入浴回数は適切か【ユニ】						
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	第36条第3項			A	入所者に対し、適切な方法により入浴の機会を提供してください。	入浴等の機会の提供が不十分な事例がありました。
特養	(ア) 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。		第5-5(3)				
特養	(1) 入浴回数は適切か【地密】						
特養	ア 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	第46条第2項			A	1週間に2回以上、入所者に対する入浴又は清しきを実施してください。	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
特養	(ア) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。		第6-4(2) (第4-4(2)準用)				
特養	(1) 入浴回数は適切か【ユ地】						
特養	ア ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	第51条第3項			A	入居者に対し、適切な方法により入浴の機会を提供してください。	入浴等の機会の提供が不十分な事例がありました。
特養	(2) 褥瘡予防体制は整備されているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	第13条第5項 ユニ第36条第6項 地密第46条第5項 ユ地第51条第6項			A	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備してください。	褥瘡発生防止のための体制が未整備でした。
特養	(ア) 「特別養護老人ホームは、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。		第4-4(5) ユニ第5-5(4)(第4-4(5)準用) 地密第6-4(2)(第4-4(5)準用) ユ地第7-3(2)(第4-4(5)準用)		A	褥瘡の発生を予防するための体制を整備してください。	褥瘡発生防止のための体制が未整備でした。
特養	① 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2) (準用規定記載省略、以下同じ)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	② 当該施設において、施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2)				
特養	③ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2)				
特養	④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2)				
特養	⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内での研修を実施する。		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2)				
特養	⑥ 施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。		第4-4(5) ユニ第5-5(4) 地密第6-4(2) ユ地第7-3(2)				
特養	9 入所者の入院期間中の取扱い						
特養	(1) 概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか。【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。	第19条 ユニ第42条(第19条準用) 地密第48条(第19条準用) ユ地第52条(第19条準用)			A	入院した入所（居）者に対して、〇〇により適切な便宜を図ってください。	入院した入所者について、退院後の対応が不適切な事例がありました。
特養	(ア) 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断しなければならない。		第4-10(1) ユニ第5-10(第4-10準用) 地密第6-6(第4-10準用) ユ地第7-4(第4-10準用)				
特養	(イ) 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意を得た上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。		第4-10(2) ユニ第5-10 地密第6-6 ユ地第7-4 (準用規定記載省略、以下同じ)				
特養	(ウ) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。したがって、施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意しなければならない。なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の空床を利用することを検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。		第4-10(3) ユニ第5-10 地密第6-6 ユ地第7-4		A	入院した入所（居）者の退院後について、〇〇により円滑に再入所できるようにしてください。	入院した入所者について、退院後の対応が不適切な事例がありました。
特養	(エ) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。		第4-10(4) ユニ第5-10 地密第6-6 ユ地第7-4				
特養	10 緊急時等の対応						
特養	(1) 配置医師等との連携方法その他の緊急時における対応方法が定められているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携の方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。	第19条の2第1項 ユニ第42条(第19条の2準用) 地密第48条(第19条の2準用) ユ地第52条(第19条の2準用)			A	入所者の病状の急変等に備え、対応方法を定めてください。	緊急時等の対応方法を定めていませんでした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(ア) 入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ、配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。		第4-11 ユニ第5-10 (第4-11準用) 地密第6-6 (第4-11準用) ユ地第7-4 (第4-11準用)				
特養	(2) 当該方法は年1回以上見直されているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	第19条の2第2項 ユニ第42条 (第19条の2準用) 地密第48条 (第19条の2準用) ユ地第52条 (第19条の2準用)			A	緊急時等における対応方法は、医師（及び協力医療機関）の協力を得て、1年に1回以上見直しを行ってください。	緊急時における対応方法の見直しがされていませんでした。
特養	(ア) 当該対応方針については、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更すること。見直しの検討に当たっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましい。なお、条例26条第2項において、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応の確認をすることとされており、この確認について、当該対応方針の見直しとあわせて行うことも考えらる。		第4-11 ユニ第5-10 (第4-11準用) 地密第6-6 (第4-11準用) ユ地第7-4 (第4-11準用)				
特養	11 勤務体制の確保						
特養	(1) 職員の勤務体制が定められているか【特養・地密】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。	第22条第1項 地密第48条(第22条準用)			A	入所者に対して適切な処遇を行うため、職員の〇〇を明確にしてください。	職員の勤務体制を定めていませんでした。
特養	(ア) 第22条第1項は、特別養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表（建物の構造等から、夜勤を含めた介護の勤務体制を2以上で行い、その勤務体制ごと勤務表を定めている場合は、その勤務表。）を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。		第4-14(1) 地密第6-6 (第4-14準用)				
特養	(2) サービス提供は施設の職員によって行われているか【特養・地密】						
特養	(3) 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか【特養・地密】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第22条第2項 地密第48条 (第22条準用)			A	入所者の処遇に直接影響する業務については、第三者へ委託せずに施設の職員が行ってください。	入所者の処遇に直接影響する業務を第三者へ委託していました。
特養	(ア) 第22条第2項は、特別養護老人ホームは原則として、当該施設の職員によって処遇を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。		第4-14(2) 地密第6-6 (第4-14準用)				
特養	(4) 資質向上のために研修の機会を確保しているか【特養・地密】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	第22条第3項 地密第48条(第22条準用)			A	職員の資質の向上を図るため、研修の参加の機会を計画的に確保してください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
特養	(ア) 第22条第3項前段は、当該特別養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。		第4-14(3) 地密第6-6 (第4-14準用)		B	職員の資質の向上を図るため、計画的に研修の参加の機会を確保するために研修計画を作成してください。	
特養	(5) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか【特養・地密】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第22条第3項 地密第48条(第22条準用)			A	医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させてください。	職員の研修参加の機会が確保されていませんでした。
特養	(ア) 第22条第3項後段は、特別養護老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。		第4-14(3) 地密第6-6 (第4-14準用)		B	医療・福祉関係の資格を有さない職員を採用した場合については、採用後1年間を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。	
特養	(イ) 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、第22条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。		第4-14(3) 地密第6-6 (第4-14準用)				
特養	(ウ) 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。		第4-14(3) 地密第6-6 (第4-14準用)				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(6) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか【特養・地密】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	第22条第4項 地密第48条(第22条準用)			A	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、○ ○を講じてください。	職員の就業環境に講ずべき措置に不十分な点がありました。
特養	(ア) 第22条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		第4-14(4) 地密第6-6（第4-14準用）				
特養	(イ) 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は次のとおり		第4-14(4) 地密第6-6（第4-14準用）				
特養	① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。		第4-14(4) 地密第6-6（第4-14準用）				
特養	② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。		第4-14(4) 地密第6-6（第4-14準用）				
特養	(ウ) パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、(イ)（事業者が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		第4-14(4) 地密第6-6（第4-14準用）				
特養	(1) 職員の勤務体制が定められているか【ユニ・ユ地】						
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。	第40条第1項 ユ地第52条（第40条準用）			A	入居者に対して適切な処遇を行うため、職員の〇〇を明確にしてください。	職員の勤務体制に不十分な点がありました。
特養	(ア) 条例第40条第2項は、第35条第1項のサービスの取扱方針を受けて、職員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。 これは、職員が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。したがって、職員については原則としてユニットごとに固定的に配置されることが望ましいものとする。		第5-9(1) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	イ 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。	第40条第2項 ユ地第52条 （準用規定記載省略、以下同じ）					
特養	ウ 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	第40条第2項第1号 ユ地第52条			A	昼間について、ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置してください。	職員の配置に不足がありました。
特養	エ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	第40条第2項第2号 ユ地第52条			A	夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置してください。	職員の配置に不足がありました。
特養	オ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	第40条第2項第3号 ユ地第52条			A	ユニットケアリーダー研修を受講した職員を2名以上配置してください。	職員の配置に不足がありました。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(ア) ユニット型特別養護老人ホーム(以下(2)において「ユニット型施設」という。)において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めることとする。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等を、リーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。		第5-9(2) ユ地第7-4(第5-9準用)		A	ユニットケアリーダー研修を受講した職員が配置されていないユニットについては、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員を決めてください。	職員の配置に不足がありました。
特養	(イ) また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。		第5-9(2) ユ地第7-4(第5-9準用)				
特養	(ウ) ユニット型特別養護老人ホーム(以下(2)において「ユニット型施設」という。)とユニット型の指定短期入所生活介護事業所(以下(2)において「ユニット型事業所」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。)		第5-9(2) ユ地第7-4(第5-9準用)				
特養	(2) サービス提供は施設の職員によって行われているか【ユニ・ユ地】						
特養	(3) 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか【ユニ・ユ地】						
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第40条第3項 ユ地第52条(第40条準用)			A	入居者の処遇に直接影響する業務については、第三者へ委託せずに施設の職員が行ってください。	入所者の処遇に直接影響する業務を第三者へ委託していました。
特養	(ア) 第40条第3項は、特別養護老人ホームは原則として、当該施設の職員によって処遇を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。		第5-9(4) ユ地第7-4(第5-9準用)				
特養	(4) 資質向上のために研修の機会を確保しているか【ユニ・ユ地】						
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	第40条第4項 ユ地第52条(第40条準用)			A	職員の資質の向上を図るため、研修の参加の機会を計画的に確保してください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
特養	(ア) 第40条第4項前段は、当該特別養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。		第5-9(4) ユ地第7-4(第5-9準用)		B	職員の資質の向上を図るため、計画的に研修の参加の機会を確保するために研修計画を作成してください。	
特養	(5) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか【ユニ・ユ地】						
特養	ア 当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第40条第4項 ユ地第52条(第40条準用)			A	医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させてください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
特養	(ア) 第40条第4項後段は、特別養護老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。		第5-9(4) ユ地第7-4(第5-9準用)		B	医療・福祉関係の資格を有さない職員を採用した場合については、採用後1年間を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。	
特養	(イ) 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、第40条第4項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。		第5-9(4) ユ地第7-4(第5-9準用)				
特養	(ウ) 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。		第5-9(4) ユ地第7-4(第5-9準用)				
特養	(6) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか【ユニ・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	第40条第5項 ユ地第52条（第40条準用）			A	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、○ ○（次のとおりの措置）を講じてください。	職員の就業環境に講ずべき措置に不十分な点がありました。
特養	(ア) 第40条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		第5-9(4) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	(イ) 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は次のとおり		第5-9(4) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。		第5-9(4) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。		第5-9(4) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	(ウ) パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、(イ)（事業者が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		第5-9(4) ユ地第7-4（第5-9準用）				
特養	12 業務継続計画の策定等						
特養	(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第22条の2第1項 ユニ第42条（第22条の2準用） 地密第48条（第22条の2準用） ユ地第52条（第22条の2準用）			A	感染症や非常災害の発生時において、入所（居）者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定してください。	業務継続計画が策定されていませんでした。
特養	(ア) 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第22条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。		第4-15(1) ユニ第5-10（第4-15準用） 地密第6-6（第4-15準用） ユ地第7-4（第4-15準用）		A	（感染症（又は災害）に係る）業務継続計画において定める○○について、必要な措置を講じてください。	業務継続計画に定める事項について、必要な措置が講じられていませんでした。
特養	(イ) 業務継続計画には、次の項目等を記載することとする。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。また、想定される災害等は地域によって異なることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に作成することとして差し支えない。		第4-15(2) ユニ第5-10（第4-15準用） 地密第6-6（第4-15準用） ユ地第7-4（第4-15準用）		B	（感染症（又は災害）に係る）業務継続計画について、○○について記載してください。	
特養	① 感染症に係る業務継続計画		第4-15(2) ユニ第5-10（第4-15準用） 地密第6-6（第4-15準用） ユ地第7-4（第4-15準用）				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(i) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(ii) 初動対応		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(iii) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	② 災害に係る業務継続計画		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(i) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(ii) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(iii) 他施設及び地域との連携		第4-15(2) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(2) 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に行っているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。	第22条の2第2項 ユニ第42条 (第22条の2準用) 地密第48条 (第22条の2準用) ユ地第52条 (第22条の2準用)			A	(感染症 (又は災害) に係る) 業務継続計画について、職員に周知してください。	業務継続計画が職員に周知されていませんでした。
特養	ア) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	イ) 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的 (年2回以上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが必要である。また、研修の実施内容についても記録することとする。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)		A	業務継続計画についての研修及び業務継続計画に基づいた訓練 (シミュレーション) を定期的 (年2回以上) に実施してください。	業務継続計画についての研修及び訓練が未実施でした。
特養	ウ) なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)		A	業務継続計画についての研修を定期的 (年2回以上) に開催してください。	業務継続計画についての研修が未実施でした。
特養	エ) 訓練 (シミュレーション) については、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的 (年2回以上) に実施するものとする。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)		A	業務継続計画に基づいた訓練 (シミュレーション) を定期的 (年2回以上) に実施してください。	業務継続計画についての訓練が未実施でした。
特養	オ) なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(キ) また、感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましいものとする。		第4-15(3) ユニ第5-10 (第4-15準用) 地密第6-6 (第4-15準用) ユ地第7-4 (第4-15準用)				
特養	(3) 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	第22条の2第3項 ユニ第42条 (第22条の2準用) 地密第48条 (第22条の2準用) ユ地第52条 (第22条の2準用)			B	(感染症 (又は災害) に係る) 業務継続計画について、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。	
特養	13 定員の遵守						
特養	(1) 入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っていないか【特養・地密】						
特養	ア 入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第23条 地密第48条 (第23条準用)			A	施設の入所定員 (及び居室の定員) を遵守してください。	施設の定員が遵守されていませんでした。
特養	(1) 入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っていないか【ユニ・ユ地】						
特養	ア ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第41条 ユ地第52条 (第41条準用)			A	ユニットの入居定員 (及び居室の定員) を遵守してください。	施設の定員が遵守されていませんでした。
特養	14 衛生管理等						
特養	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	第25条第2項第2号 ユニ第42条 (第25条準用) 地密第48条 (第25条準用) ユ地第52条 (第25条準用)			A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について、平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針として整備してください。	感染症及び食中毒の予防のための指針が未整備でした。
特養	(ア) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(イ) 平常時の対策としては、施設内の衛生管理 (環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策 (標準的な予防策 (例えば、血液・体液・分泌液・排泄物 (便) などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目) 等が想定される		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(ウ) 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(エ) 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期実施しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	第25条第2項第3号 ユニ第42条 (第25条準用) 地密第48条 (第25条準用) ユ地第52条 (第25条準用)			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
特養	(ア) 介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	介護職員その他の職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 (年2回以上) に実施してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
特養	(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修 (年2回以上) を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	介護職員その他の職員の新規採用時に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(ウ) また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施内容について記録してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
特養	(エ) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施してください。	感染症の発生を防止するための訓練の実施が不十分でした。
特養	(オ) 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	第25条第2項第1号 ユニ第42条 (第25条準用) 地密第48条 (第25条準用) ユ地第52条 (第25条準用)			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をおおむね3月に1回以上開催してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	(ア) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員、介護支援専門員)により構成する。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		B	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
特養	(イ) 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	(ウ) 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を決めてください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を置いていませんでした。
特養	(エ) なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第4-17(2) ユニ第5-10 (第4-17準用) 地密第6-6 (第4-17準用) ユ地第7-4 (第4-17準用)				
特養	15 秘密保持等						
特養	(1) 退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	第27条第2項 ユニ第42条 (第27条準用) 地密第48条 (第27条準用) ユ地第52条 (第27条準用)					
特養	(ア) 特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。		第4-19(2) ユニ第5-10 (第4-18準用) 地密第6-6 (第4-18準用) ユ地第7-4 (第4-18準用)		A	職員(及び職員であった者)に対して、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。	職員による利用者の秘密保持について改善すべき点がありました。
特養	16 苦情処理						
特養	(1) 苦情の受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	第28条第1項 ユニ第42条 (第28条準用) 地密第48条 (第28条準用) ユ地第52条 (第28条準用)			A	(窓口を設置していない場合) 入所(居)者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置してください。	苦情受付体制が未整備でした。
特養	(ア) 「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。 なお、ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいうが、特別養護老人ホームが自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が当該特別養護老人ホームに対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、掲載を行わないことができる。		第4-20(1) ユニ第5-10(第4-20準用) ユ地第7-4(第4-20準用)		A	(窓口等の不記載又は不掲載の場合) 相談窓口や苦情処理の体制等の苦情を処理するために講ずる措置の概要について、サービス内容を説明する文書/施設内/ウェブサイトに[記載/掲示]してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
特養					A	(第三者委員の不記載又は不掲示の場合) 入所(居)者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者委員の氏名、連絡先(電話番号不可の場合、面談手続き等の代替手段)を〇〇に記載(掲示)してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
特養	(2) 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	第28条第2項 ユニ第42条 (第28条準用) 地密第48条 (第28条準用) ユ地第52条 (第28条準用)			A	受け付けた苦情について、内容等を記録し、5年間保管してください。	苦情についての記録が不十分でした。
特養	(ア) 苦情に対し特別養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(特別養護老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。条例第31条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。		第4-20(2) ユニ第5-10(第4-20準用) ユ地第7-4(第4-20準用)				
特養	17 事故発生の防止及び発生時の対応						
特養	(1) 事故発生の防止のための指針を整備しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	第30条第1項第1号 ユニ第42条 (第30条準用) 地密第48条 (第30条準用) ユ地第52条 (第30条準用)			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を整備してください。	事故発生の防止のための指針が未整備でした。
特養	(ア) 指針には、次のような項目を盛り込むこと。		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)		B	「事故発生の防止のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。	
特養	① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)		B	「事故発生の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
特養	② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針		第4-22(1) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	イ 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。	第30条第1項第2号 ユニ第42条(第30条準用) 地密第48条(第30条準用) ユ地第52条(第30条準用)			A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、その発生時の状況等を分析し、防止策を検討してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。
特養	(ア) 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要。具体的には、次のようなことを想定している。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)		A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、職員に対して事実の報告や防止策を周知徹底する体制を整備してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。
特養	② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	③ 事故発生の防止のための対策を検討する委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。		第4-22(2) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	(2) 市町村、入所者家族等に報告しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。	第30条第2項 ユニ第42条(第30条準用) 地密第48条(第30条準用) ユ地第52条(第30条準用)			A	事故が発生した場合には、関係市町村及び家族等へ報告してください。	事故発生の関係市町村等へ未報告の事例がありました。
特養	(3) 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。	第30条第3項 ユニ第42条(第30条準用) 地密第48条(第30条準用) ユ地第52条(第30条準用)			A	事故が発生した場合には、事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録してください。	事故発生の記録が不十分な事例がありました。
特養	(4) 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。	第30条第4項 ユニ第42条(第30条準用) 地密第48条(第30条準用) ユ地第52条(第30条準用)			B	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じてください。	
特養	(ア) 損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいものとする。		第4-22(6) ユニ第5-10(第4-22準用) 地密第6-6(第4-22準用) ユ地第7-4(第4-22準用)				
特養	(5) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	ア 事故発生の防止のための対策を検討する委員会（以下「事故防止検討委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催すること。	第30条第1項第3号 ユニ第42条（第30条準用） 地密第48条（第30条準用） ユ地第52条（第30条準用）			A	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」を定期的で開催してください。	事故発生の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	(ア) 「事故防止検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員）により構成する。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものとする。		第4-22(3) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
特養	(イ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。事故防止対策委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいものとする。		第4-22(3) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。	
特養	(ウ) 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第4-22(3) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。	
特養	(エ) 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要だが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第4-22(3) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）				
特養	イ 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。	第30条第1項第4号 ユニ第42条（第30条準用） 地密第48条（第30条準用） ユ地第52条（第30条準用）			A	介護職員その他の職員に対し、「事故発生の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(ア) 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。		第4-22(4) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）				
特養	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。		第4-22(4) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に事故発生の防止の研修を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(ウ) また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-22(4) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）		A	事故発生防止のための研修の実施内容について記録してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第4-22(4) ユニ第5-10（第4-22準用） 地密第6-6（第4-22準用） ユ地第7-4（第4-22準用）				
特養	(6) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、(1)ら(3)まで、(5)及び(6)に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との同一の職員が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染症担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	第30条第1項第5号	第4-22(5)		A	事故発生の防止のための対策について、担当者を決めてください。	事故発生の防止のための対策について、担当者を置いていませんでした。
特養	18 虐待の防止						
特養	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護職員その他従業者へ周知しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	第30条の2第1号 ユニ第42条（第30条の2準用） 地密第48条（第30条の2準用） ユ地第52条（第30条の2準用）			A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的開催してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(ア) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、施設長を含む幅広い職種で構成してください。	
特養	(イ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
特養	(ウ) 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(エ) 虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(オ) 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(カ) 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、職員に周知徹底を図る必要がある。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」において、〇〇について検討してください。(検討項目不足)	
特養	① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	② 虐待の防止のための指針の整備に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。	第30条の2第2号 ユニ第42条(第30条の2準用) 地密第48条(第30条の2準用) ユ地第52条(第30条の2準用)			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「虐待の防止のための指針」を整備してください。	虐待の防止のための指針が未整備でした。

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
特養	(ア) 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		B	「虐待の防止のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。	
特養	① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		B	「虐待の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
特養	② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑧ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	第30条の2第3号 ユニ第42条(第30条の2準用) 地密第48条(第30条の2準用) ユ地第52条(第30条の2準用)			A	介護職員その他の職員に対し、「虐待の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(ア) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に虐待の防止のための研修を実施してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)		A	虐待の防止のための研修の実施内容について記録してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
特養	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	(エ) 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
特養	(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	第30条の2第4号 ユニ第42条(第30条の2準用) 地密第48条(第30条の2準用) ユ地第52条(第30条の2準用)			A	虐待の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いてください。	虐待発生防止について、担当者を置いていませんでした。
特養	イ 特別養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。 なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-23(2) ユニ第5-10(第4-23準用) 地密第6-6(第4-23準用) ユ地第7-4(第4-23準用)				
特養	19 介護現場の生産性の向上						
特養	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか【特養・ユニ・地密・ユ地】						
特養	ア 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない	第30条の3 ユニ第42条(第30条の3準用) 地密第48条(第30条の3準用) ユ地第52条(第30条の3準用) ※R9. 3. 31まで努力義務			B	入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催してください。	
特養	イ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、入所者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したもの		第4-24 ユニ第5-10(第4-24準用) 地密第6-6(第4-24準用) ユ地第7-4(第4-24準用)			「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、施設長を含む幅広い職種で構成してください。	
特養	ロ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、施設長やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものとする		第4-24 ユニ第5-10(第4-24準用) 地密第6-6(第4-24準用) ユ地第7-4(第4-24準用)				
特養	ハ 本委員会は、定期的に開催することが必要だが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいもの		第4-24 ユニ第5-10(第4-24準用) 地密第6-6(第4-24準用) ユ地第7-4(第4-24準用)				
特養	ニ 本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること		第4-24 ユニ第5-10(第4-24準用) 地密第6-6(第4-24準用) ユ地第7-4(第4-24準用)				
特養	ホ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものだが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところだが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、条例とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあることから、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、条例とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない		第4-24 ユニ第5-10(第4-24準用) 地密第6-6(第4-24準用) ユ地第7-4(第4-24準用)				
養護	I 人員						
養護	1 職員の配置						
養護	(1) 入所者に対し、職員数は適切であるか【養護】						
養護	(2) 必要な専門職が揃っているか【養護】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
養護	(入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに養護老人ホームを設置し、又は養護老人ホームを再開する場合は、推定数によるものとする。)	第3条第3項			A	条例に定められた〇〇(職種)を配置してください。	職員の配置が不足していました。
養護	ア 施設長 1名 常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第3条第1項第1号					
養護	イ 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(サテライト型の場合、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。)	第3条第1項第2号					
養護	ウ 生活相談員	第3条第1項第3号					
養護	(ア) 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上	第3条第1項第3号			A	〇〇(職種)が〇名(人数)不足していましたので改善してください。	職員の配置が不足していました。
養護	(イ) 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。主任生活相談員のうち1人以上は専従・常勤の者でなければならない。(ただし、条例第3条第7項及び第8項の規定により指定特定施設入居者生活介護等の場合の例外あり)	第3条第1項第3号					
養護	エ 支援員	第3条第1項第4号					
養護	(ア) 常勤換算方法で、一般入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。	第3条第1項第4号					
養護	(イ) 支援員のうち1人を主任支援員(常勤の者でなければならない)とすること。	第3条第1項第4号					
養護	オ 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上(サテライト型の場合、指定特定施設入居者生活介護等を行う場合は、常勤換算法で、1以上)	第3条第1項第5号					
養護	カ 栄養士又は管理栄養士 1以上	第3条第1項第6号					
養護	キ 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた相当数	第3条第1項第7号					
養護	ク 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員は、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わなければならない。	第3条第11項					
養護	コ サテライト型施設の場合、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、本体施設の区分により職員配置の例外規定あり	第3条第12項					
養護	(ア) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員	第3条第12項第1号					
養護	(イ) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員	第3条第12項第2号					
養護	(ウ) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員	第3条第12項第3号					
養護	(エ) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数が100床以上の病院に限る。)	第3条第12項第4号					
養護	(オ) 診療所 事務員その他の職員	第3条第12項第5号					
養護	「常勤換算方法」「常勤」「前年度の平均値」について、養護解釈通知第2-1(2)の規定により確認		第2-1(2)				
養護	(3) 専門職は必要な資格を有しているか【養護】						
養護	ア 施設長 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第1項			A	〇〇(職種)について、条例に定める資格要件が満たされていないので(又は、資格要件を満たさない職員がいましたので)適切な配置を行ってください。	資格要件を満たさない職員がいました。
養護	イ 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第2項					
養護	II 設備						
養護	1 設備						
養護	(1) 目的に沿った仕様になっているか(目視)【養護】						
養護	ア 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	第6条			A	〇〇(設備名)について、〇〇であり条例に定める基準を満たしていませんでしたので改善してください。	基準を満たさない施設設備がありました。
養護	イ 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	第7条					
養護	(ア) 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えない。		第3-2				
養護	(2) 必要な設備を有しているか【養護】						
養護	ア 居室	第9条第5項第1号					
養護	(ア) 地階に設けないこと。	第9条第5項第1号			B	〇〇(設備名)の変更について、事業の変更を届け出るなど必要な手続きを行ってください。	
養護	(イ) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。	第9条第5項第1号					
養護	(ウ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第9条第5項第1号					
養護	(エ) 寝具及び身の回り品を入所者ごとに収納することができる設備を設けること。	第9条第5項第1号					
養護	イ 静養室	第9条第5項第2号					
養護	(ア) 医務室又は職員室に近接して設けること	第9条第5項第2号					
養護	(イ) 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。	第9条第5項第2号					
養護	(ウ) 地階に設けないこと。	第9条第5項第2号					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(エ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	第9条第5項第2号					
養護	(オ) 寝具及び身の回り品を入所者ごとに収納することができる設備を設けること。	第9条第5項第2号					
養護	ウ 洗面所	第9条第5項第3号					
養護	(ア) 居室のある階ごとに設けること。	第9条第5項第3号					
養護	エ 便所	第9条第5項第4号					
養護	(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。	第9条第5項第4号					
養護	オ 医務室	第9条第5項第5号					
養護	(ア) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	第9条第5項第5号					
養護	カ 調理室	第9条第5項第6号					
養護	(ア) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	第9条第5項第6号					
養護	キ 職員室	第9条第5項第7号					
養護	(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	第9条第5項第7号					
養護	ク 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下（両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8メートル以上とすること。	第9条第6項第1号					
養護	ケ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	第9条第6項第2号					
養護	コ 階段の傾斜は、緩やかにすること。	第9条第6項第3号					
養護	III 運営						
養護	1 運営規程						
養護	(1) 運営における重要事項について定めているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。	第20条			A	運営規程を整備してください。	運営規程が未整備でした。
養護	(ア) 施設の目的及び運営の方針	第20条第1号					
養護	(イ) 職員の職種、員数及び職務の内容	第20条第2号	第4-10(1)				
養護	① 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第3条において置くべきとされている数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。						
養護	(ウ) 入所定員	第20条第3号			B	運営規程の内容に不足項目（〇〇）がありましたので整備してください。	
養護	① 入所定員は、養護老人ホームの専用の居室の利用人員数の合計とすること。		第4-10(2)		B	運営項目に次のとおり不足項目がありましたので整備してください。	
養護	(エ) 入所者の処遇の内容	第20条第4号					
養護	① 入所者の処遇の内容とは、日常生活を送る上での一日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。		第4-10(3)		B	運営規程の〇〇（項目名）については、〇〇（不足している内容）を定めてください。	
養護	(オ) 施設の利用に当たっての留意事項	第20条第5号					
養護	① 養護老人ホームを利用する際に、入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。		第4-10(4)				
養護	(カ) 非常災害対策	第20条第6号					
養護	① 養護解釈通知第4-12の非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。		第4-10(5)				
養護	(キ) 虐待の防止のための措置に関する事項	第20条第7号					
養護	① 養護解釈通知第4-18の虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法を指す内容であること。		第4-10(6)				
養護	(ク) その他施設の運営に関する重要事項	第20条第8号					
養護	① 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。		第4-10(7)				
養護	2 非常災害対策						
養護	(1) 非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的な計画があるか【養護】						
養護	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第22条第1項			A	非常災害〇〇（土砂災害、水害等）に対処するための計画を定めてください。	非常災害に対処するための計画を定めていませんでした。
養護	(ア) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和35年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。		第4-13(3)		B	非常災害（土砂災害、水害等）に対処するための計画について、実態に合わせて変更してください。	
養護	（参考） 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			水防法 第15条の3第1項			

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
養護	(参考) 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第1項 津波防災地域づくりに関する法律 第71条第1項			
養護	(参考) 次に掲げる施設であって、第54条第1項（第69条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。 一 地下街等 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの						
養護	(イ) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。		第4-13(3)		A	非常災害時の関係機関への通報体制等を整備してください。	非常災害時の連絡網等が未整備でした。
養護					B	非常災害時の通報体制について、実態に合わせて変更してください。	
養護	(3) 非常災害に備えるための避難・救出等の訓練を定期的実施しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第22条第2項			A	非常災害（土砂災害、水害等）に対処するための避難訓練を実施してください。	非常災害に対処するための避難訓練が未実施でした。
養護	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			水防法 第15条の3第5項			
養護	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第5項 津波防災地域づくりに関する法律 第71条第2項			
養護	(参考) 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。						
養護	3 記録						
養護	(1) 入所者の処遇（入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項）を記録し、保存しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 ● 処遇計画 ● 入所者に対する処遇の具体的な内容等の記録	第29条第2項			A	〇〇（記録の名称）について整備してください。	処遇に関する記録に未整備のものがありません。
養護	(ア) 養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該養護老人ホーム実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととする。（入所者に関するもののみ記載） ※指導監査での確認については「確認文書」で行う。		第4-21		A	〇〇（記録の名称）について、次のとおり記録の内容が不十分でしたので改善してください。	処遇に関する記録に不十分なものがありません。
養護	① 入所者名簿		第4-21(2)				
養護	② 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）		第4-21(2)				
養護	③ 入所者の処遇に関する計画		第4-21(2)				
養護	④ 処遇日誌		第4-21(2)				
養護	⑤ 献立その他食事に関する記録		第4-21(2)				
養護	⑥ 入所者の健康管理に関する記録		第4-21(2)				
養護	⑦ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		第4-21(2)				
養護	⑧ 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録		第4-21(2)				
養護	⑨ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		第4-21(2)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	4 施設長						
養護	(1) 施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か【養護】						
養護	ア 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第3条第5項			A	施設長の兼務により入所者の処遇に支障をきたしているので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
養護	イ 「常勤」は、当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の職員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。		第2-1(2)		A	施設長の兼務が、常勤要件を満たしていないので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
養護	ロ 当該施設に併設される他の事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。		第2-1(2)				
養護	ハ 施設長は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該養護老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ・ 当該養護老人ホームの従業者としての職務に従事する場合 ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該養護老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該養護老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）		第2-1(5)				
養護	5 入退所						
養護	(1) 入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。	第11条第1項			B	入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等の把握に努めてください。	
養護	6 処遇に関する計画						
養護	(1) 入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか【養護】						
養護	(2) 当該計画に際し、本人の同意を得ているか【養護】						
養護	ア 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	第12条第1項			A	入所者の処遇に関する計画を作成してください。	処遇計画が未作成の事例がありました。
養護	イ 生活相談員は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。	第12条第2項			A	入所者の処遇に関する計画については、入所者の心身の状況、当該入所者及び家族の希望等を勘案し、作成してください。	処遇計画の作成にあたり検討が不十分な事例がありました。
養護	ロ 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意することが必要である。		第4-2(1)				
養護	ハ 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第18項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意することとする。 また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意することが必要である。		第4-2(2)		A	処遇に関する計画については、入所者の同意を得て作成してください。	処遇計画の作成にあたり同意を得ていない事例がありました。
養護	ニ 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものとする。		第4-2(3)				
養護	(3) 達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか【養護】						
養護	ア 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。	第12条第3項			A	処遇に関する計画について、見直されていない事例がありましたので、入所(居)者の状況を勘案し必要な見直しを行ってください。	処遇計画の見直しを行っていない事例がありました。
養護	7 処遇方針						
養護	(1) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他入所（居）者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか【養護】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
養護	ア 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	第13条第4項					
養護	(2) 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか【養護】						
養護	(3) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	第13条第5項			A	身体的拘束（又は入所（居）者の行動を制限する行為）を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
養護	(ア) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。		第4-3(3)			緊急やむを得ず身体的拘束（又は入所者の行動を制限する行為）を実施する場合には、○ ○について十分な検討を行ってください（十分な検討を行い、その結果を記録してください）。	
養護	(4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか【養護】						
養護	ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。	第13条第6項第1号			A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ア) 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-3(4)		B	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」では、○○について検討してください。（開催しているが内容が不十分な場合）	
養護	(イ) 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこととする。また、身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこととする。		第4-3(4)		A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催結果を、支援員その他の職員に対し周知徹底してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ウ) 身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。		第4-3(4)		A	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を決めてください。	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を置いていませんでした。
養護	(エ) 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第4-3(4)		A		
養護	(オ) 養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。		第4-3(4)				
養護	(カ) 具体的には、次のようなことを想定している。		第4-3(4)				
養護	① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。		第4-3(4)				
養護	② 支援員その他の職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。		第4-3(4)				
養護	③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第4-3(4)				
養護	④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。		第4-3(4)				
養護	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第4-3(4)				
養護	⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。		第4-3(4)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか【養護】						
養護	ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	第13条第6項第2号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備してください。	身体的拘束等の適正化のための指針が未整備でした。
養護	(ア) 第13条第6項第2号の「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第4-3(5)		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。	
養護	① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方		第4-3(5)		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
養護	② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-3(5)				
養護	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針		第4-3(5)				
養護	④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針		第4-3(5)				
養護	⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針		第4-3(5)				
養護	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第4-3(5)				
養護	⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		第4-3(5)				
養護	(6) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的開催しているか【養護】						
養護	ア 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	第13条第6項第3号			A	支援員その他の職員に対し、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
養護	(ア) 第13条第6項第3号の支援員その他の職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。		第4-3(6)		A	支援員その他の職員に対し、新規採用時に身体的拘束適正化の研修を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
養護	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。		第4-3(6)		A	身体的拘束等の適正化の研修の実施内容について記録してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
養護	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-3(6)				
養護	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えないこととする。		第4-3(6)				
養護	8 介護						
養護	(1) 入浴回数は適切か【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	第15条第7項			A	1週間に2回以上、入所者に対する入浴又は清しきを実施してください。	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
養護	9 勤務体制の確保						
養護	(1) 職員の勤務体制が定められているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。	第21条第1項			A	入所者に対して適切な処遇を行うため、職員の〇〇を明確にしてください。	職員の勤務体制に不十分な点がありました。
養護	(ア) 第21条第1項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。		第4-11(1)				
養護	イ 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。	第21条第2項					
養護	(ア) 第21条第2項は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、第16条第1項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものであること。		第4-11(2)				
養護	(2) 資質向上のために研修の機会を確保しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	第21条第3項			A	職員の資質の向上を図るため、研修の参加の機会を計画的に確保してください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
養護	(ア) 第21条第3項前段は、当該養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研究機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。		第4-11(3)		B	職員の資質の向上を図るため、計画的に研修の参加の機会を確保するために研修計画を作成してください。	
養護	(3) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第21条第3項			A	医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させてください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(ア) 第21条第3項後段は、養護老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。		第4-11(3)		B	医療・福祉関係の資格を有さない職員を採用した場合については、採用後1年間を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。	
養護	(イ) 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、第21条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。		第4-11(3)				
養護	(ウ) 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。		第4-11(3)				
養護	(4) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	第21条第4項			A	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、〇〇を講じてください。	職員の就業環境に講ずべき措置に不十分な点がありました。
養護	(ア) 第21条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		第4-11(4)				
養護	(イ) 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成18厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は次のとおりである。		第4-11(4)				
養護	① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。		第4-11(4)				
養護	② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。		第4-11(4)				
養護	(ウ) パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、(イ)（事業者が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		第4-11(4)				
養護	10 業務継続計画の策定等						
養護	(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第21条の2第1項			A	感染症や非常災害の発生時において、入所（居）者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定してください。	業務継続計画が策定されていませんでした。

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
養護	(ア) 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第21条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。		第4-12(1)		A	(感染症(又は災害)に係る)業務継続計画において定める〇〇について、必要な措置を講じてください。	業務継続計画に定める事項について、必要な措置が講じられていませんでした。
養護	(イ) 業務継続計画には、次の項目等を記載することとする。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。また、想定される災害等は地域によって異なることから、項目については実態に応じて設定することとする。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に作成することとして差し支えない。		第4-12(2)		B	(感染症(又は災害)に係る)業務継続計画について、〇〇について記載してください。	
養護	① 感染症に係る業務継続計画		第4-12(2)				
養護	(i) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)		第4-12(2)				
養護	(ii) 初動対応		第4-12(2)				
養護	(iii) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)		第4-12(2)				
養護	② 災害に係る業務継続計画		第4-12(2)				
養護	(i) 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)		第4-12(2)				
養護	(ii) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)		第4-12(2)				
養護	(iii) 他施設及び地域との連携		第4-12(2)				
養護	(2) 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	第21条の2第2項			A	(感染症(又は災害)に係る)業務継続計画について、職員に周知してください。	業務継続計画が職員に周知されていませんでした。
養護	(ア) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。		第4-12(3)				
養護	(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが必要である。また、研修の実施内容についても記録することとする。		第4-12(3)		A	業務継続計画についての研修及び業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施してください。	業務継続計画についての研修及び訓練が未実施でした。
養護	(ウ) なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		第4-12(3)				
養護	(エ) 訓練(シミュレーション)については、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。		第4-12(4)		A	業務継続計画についての研修を定期的(年2回以上)に開催してください。	業務継続計画についての研修が未実施でした。
養護	(オ) なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。		第4-12(4)		A	業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施してください。	業務継続計画についての訓練が未実施でした。
養護	(カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第4-12(4)				
養護	(キ) また、感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましいものとする。		第4-12(1)				
養護	(3) 定期的に見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	第21条の2第3項			B	(感染症(又は災害)に係る)業務継続計画について、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。	
養護	11 衛生管理等						
養護	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	第23条第2項第2号			A	感染症及び食中毒の予防のための指針について、平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針として整備してください。	感染症及び食中毒の予防のための指針が未整備でした。
養護	(ア) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。		第4-14(2)				
養護	(イ) 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が想定される		第4-14(2)				
養護	(ウ) 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。		第4-14(2)				
養護	(エ) 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。		第4-14(2)				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
養護	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期実施しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	第23条第2項第3号			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
養護	(ア) 支援員その他の職員に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。		第4-14(2)		A	介護職員その他の職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
養護	(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知されるようにする必要がある。		第4-14(2)		A	介護職員その他の職員の新規採用時に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施してください	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
養護	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。		第4-14(2)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施内容について記録してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
養護	(エ) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。		第4-14(2)		A	感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施してください。	感染症の発生を防止するための訓練の実施が不十分でした。
養護	(オ) 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。		第4-14(2)				
養護	(カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第4-14(2)				
養護	(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。	第23条第2項第1号			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をおおむね3月に1回以上開催してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ア) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策担当者は看護師であることが望ましい		第4-14(2)		B	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
養護	(イ) 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。		第4-14(2)		A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ウ) 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第4-14(2)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を決めてください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を置いていませんでした。
養護	(エ) なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第4-14(2)				
養護	12 秘密保持等						
養護	(1) 退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	第25条第2項					

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(ア) 養護老人ホームに対して、過去に当該養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。		第4-15(2)		A	職員（及び職員であった者）に対して、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。	職員による利用者の秘密保持について改善すべき点がありました。
養護	13 苦情処理						
養護	(1) 苦情の受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか【養護】						
養護	ア その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	第26条第1項			A	(窓口を設置していない場合) 入所（居）者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置してください。	苦情受付体制が未整備でした。
養護	(ア) 「必要な措置」とは、施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口の決定、施設内における苦情解決の手続の明確化、苦情受付の窓口及び苦情解決のため手続の入所者及び施設職員等に対する周知等の措置である。 ※第三者委員の連絡先が個人の電話番号など、記載、掲示に相応しくないと考えられる場合は、面談、法人窓口部門の仲介など代替となる連絡手段を記載、掲示すること。		第4-17(1)		A	(窓口等の不記載又は不掲載の場合) 相談窓口や苦情処理の体制等の苦情を処理するために講ずる措置の概要について、[サービスクontentを説明する文書/施設内に [記載/掲示] してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
養護					A	(第三者委員の不記載又は不掲示の場合) 入所（居）者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者委員の氏名、連絡先（電話番号不可の場合、面談手続き等の代替手段）を〇〇に記載（掲示）してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
養護	(2) 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームは、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	第26条第2項			A	受け付けた苦情について、内容等を記録し、5年間保管してください。	苦情についての記録が不十分でした。
養護	(ア) 苦情に対し養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（養護老人ホームの提供する処遇とは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。条例第29条第2項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。		第4-17(2)				
養護	14 事故発生の防止及び発生時の対応						
養護	(1) 事故発生の防止のための指針を整備しているか【養護】						
養護	ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	第28条第1項第1号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を整備してください。	事故発生の防止のための指針が未整備でした。
養護	(ア) 指針には、次のような項目を盛り込むこと。		第4-19(1)		B	「事故発生の防止のための指針」について、不足項目（〇〇）がありましたので盛り込んでください。	
養護					B	「事故発生の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
養護	① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方		第4-19(1)				
養護	② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-19(1)				
養護	③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針		第4-19(1)				
養護	④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針		第4-19(1)				
養護	⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針		第4-19(1)				
養護	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第4-19(1)				
養護	⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針		第4-19(1)				
養護	イ 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。	第28条第1項第2号			A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、その発生時の状況等を分析し、防止策を検討してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。
養護	(ア) 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要。具体的には、次のようなことを想定している。		第4-19(2)				
養護	① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。		第4-19(2)		A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、職員に対して事実の報告や防止策を周知徹底する体制を整備してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。		第4-19(2)				
養護	③ 事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第4-19(2)				
養護	④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。		第4-19(2)				
養護	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第4-19(2)				
養護	⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。		第4-19(2)				
養護	(2) 市町村、入所者家族等に報告しているか【養護】						
養護	ア 入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。	第28条第2項			A	事故が発生した場合には、関係市町村及び家族等へ報告してください。	事故発生の関係市町村等へ未報告の事例がありました。
養護	(3) 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか【養護】						
養護	ア 事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。	第28条第3項			A	事故が発生した場合には、事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録してください。	事故発生の記録が不十分な事例がありました。
養護	(4) 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか【養護】						
養護	ア 入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。	第28条第4項			B	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じてください。	
養護	(ア) 損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいものとする。		第4-19(6)				
養護	(5) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか【養護】						
養護	ア 事故発生の防止のための検討委員会（以下「事故防止検討委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すること。	第28条第1項第3号			A	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」を定期的開催してください。	事故発生の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ア) 「事故防止検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものとする。		第4-19(3)		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
養護	(イ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。事故防止対策委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいものとする。		第4-19(3)				
養護	(ウ) 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第4-19(3)		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。（開催しているが内容が不十分な場合）	
養護	(エ) 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第4-19(3)				
養護	イ 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。	第28条第1項第4号			A	支援員その他の職員に対し、「事故発生の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
養護	(ア) 支援員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。		第4-19(4)				
養護	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。		第4-19(4)		A	支援員その他の職員に対し、新規採用時に事故発生の防止の研修を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
養護	(ウ) また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-19(4)		A	事故発生防止のための研修の実施内容について記録してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
養護	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第4-19(4)				
養護	(6) 上記の措置を適切に実施するための担当を置いているか【養護】						
養護	ア 養護老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、(1)ら(3)まで、(5)及び(6)に掲げる措置を適切に実施するため、担当を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者同一の職員が務めることが望ましいものとする。なお、同一施設内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※ 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	第28条第1項第5号	第4-19(5)		A	事故発生の防止のための対策について、担当を決めてください。	事故発生の防止のための対策について、担当を置いていませんでした。
養護	15 虐待の防止						

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を介護職員その他従業者へ周知しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	第28条の2第1号			A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的で開催してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(イ) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。		第4-20(2)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、施設長を含む幅広い職種で構成してください。	
養護	(ロ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。		第4-20(2)		A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
養護	(ウ) 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。		第4-20(2)				
養護	(エ) 虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。		第4-20(2)				
養護	(オ) 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第4-20(2)				
養護	(カ) 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図る必要がある。		第4-20(2)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」において、〇〇について検討してください。	
養護	① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること		第4-20(2)				
養護	② 虐待の防止のための指針の整備に関すること		第4-20(2)				
養護	③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		第4-20(2)				
養護	④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること		第4-20(2)				
養護	⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること		第4-20(2)				
養護	⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること		第4-20(2)				
養護	⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		第4-20(2)				
養護	(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。	第28条の2第2号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「虐待の防止のための指針」を整備してください。	虐待の防止のための指針が未整備でした。
養護	(イ) 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第4-20(2)		B	「虐待の防止のための指針」について、不足項目（〇〇）がありましたので盛り込んでください。	
養護	① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方		第4-20(2)		B	「虐待の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
養護	② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第4-20(2)				
養護	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		第4-20(2)				
養護	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		第4-20(2)				
養護	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		第4-20(2)				
養護	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項		第4-20(2)				
養護	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		第4-20(2)				
養護	⑧ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		第4-20(2)				
養護	⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		第4-20(2)				
養護	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施しているか【養護】						
養護	ア 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	第28条の2第3号			A	支援員その他の職員に対し、「虐待の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
養護	(イ) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。		第4-20(2)		A	支援員その他の職員に対し、新規採用時に虐待の防止のための研修を実施してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
養護	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。		第4-20(2)		A	虐待の防止のための研修の実施内容について記録してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
養護	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第4-20(2)				
養護	(エ) 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第4-20(2)				
養護	(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか【養護】						
養護	ア (1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	第28条の2第4号			A	虐待の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いてください。	虐待発生防止について、担当者を置いていませんでした。
養護	(ア) 養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第4-20(2)				
軽費	I 人員						
軽費	1 職員の配置						
軽費	(1) 入所者に対し、職員数は適切であるか【軽費】						
軽費	(2) 必要な専門職が揃っているか【軽費】						
軽費	(入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに軽費老人ホームを設置し、又は軽費老人ホームを再開する場合は、推定数によるものとする。)	第3条第2項			A	条例に定められた〇〇(職種)を配置してください。	職員の配置が不足していました。
軽費	ア 施設長 1名 専従・常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第3条第1項第1号					
軽費	イ 生活相談員	第3条第1項第2号					
軽費	(ア) 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上(ただし、指定特定施設入居者生活介護等を行う場合、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。しかし、生活相談員又は介護職員のうちいずれか1人は置かなければならない。)	第3条第1項第2号					
軽費	(イ) 1人以上は常勤の者でなければならない。	第3条第4項					
軽費	ウ 介護職員 1人以上は常勤の者でなければならない。	第3条第1項第3号			A	〇〇(職種)が〇名(人数)不足していましたので改善してください。	職員の配置が不足していました。
軽費	(ア) 一般入所者(指定特定施設入居者生活介護等のサービスの提供を受けていない者。以下同じ)の数が30以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上	第3条第1項第3号					
軽費	(イ) 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上	第3条第1項第3号					
軽費	(ウ) 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた相当数を加えて得た数	第3条第1項第3号					
軽費	(エ) 入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。(ただし、生活相談員又は介護職員のうちいずれか1人は置かなければならない。)	第3条第7項					
軽費	エ オ 栄養士又は管理栄養士 1以上 うち1人は常勤	第3条第1項第4号					
軽費	オ 事務員 1以上 うち1人は常勤(入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。)	第3条第1項第5号					
軽費	カ 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた相当数	第3条第1項第6号					
軽費	キ サテライト型施設の場合、入所者に提供されるサービスが適切に行われていると認められるときは、本体施設の区分により職員配置の例外規定あり	第3条第11項					
軽費	(ア) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の職員	第3条第11項第1号					
軽費	(イ) 診療所 その他の職員	第3条第11項第2号					
軽費	ク 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員は、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	第3条第12項					
軽費	「常勤換算方法」「常勤」「前年度の平均値」について、軽費解釈通知第2-1(3)の規定により確認		第2-1(3)				
軽費	(3) 専門職は必要な資格を有しているか【軽費】						

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	ア 施設長 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第1項			A	〇〇（職種）について、条例に定める資格要件が満たされていないので（又は、資格要件を満たさない職員がいましたので）適切な配置を行ってください。	資格要件を満たさない職員がいました。
軽費	イ 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第4条第2項					
軽費	Ⅱ 設備						
軽費	1 設備						
軽費	(1) 目的に沿った仕様になっているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	第6条			A	〇〇（設備名）について、〇〇であり条例に定める基準を満たしていませんでしたので改善してください。	基準を満たさない施設設備がありました。
軽費	イ 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。	第7条	第3-2				
軽費	(ア) 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該軽費老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えない。						
軽費	(2) 必要な設備を有しているか【軽費】						
軽費	ア 居室	第8条第5項第1号			B	〇〇（設備名）の変更について、事業の変更を届け出るなど必要な手続きを行ってください。	
軽費	(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	第8条第5項第1号					
軽費	(イ) 地階に設けないこと。	第8条第5項第1号					
軽費	(ウ) 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（④の設備に係る部分を除き、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、①ただし書の規定により定員を2人とする場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。	第8条第5項第1号					
軽費	(エ) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。	第8条第5項第1号					
軽費	(オ) 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第8条第5項第1号					
軽費	イ 浴室	第8条第5項第2号					
軽費	(ア) 老人の入浴に適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。	第8条第5項第2号					
軽費	ウ 調理室	第8条第5項第3号					
軽費	(ア) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	第8条第5項第3号					
軽費	エ おおむね10室の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は次のとおりとなる。	第8条第6項					
軽費	(ア) 居室	第8条第6項第1号					
軽費	① 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	第8条第6項第1号					
軽費	② 地階に設けないこと。	第8条第6項第1号					
軽費	③ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（ivの設備に係る部分を除き、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、(i)ただし書の規定により定員を2人とする場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。	第8条第6項第1号					
軽費	④ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。	第8条第6項第1号					
軽費	⑤ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第8条第6項第1号					
軽費	(イ) ②共同生活室	第8条第6項第2号					
軽費	① 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	第8条第6項第2号					
軽費	② 必要な設備及び備品を備えること。	第8条第6項第2号					
軽費	オ 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。	第8条第7項第1号					
軽費	カ 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。	第8条第7項第2号					
軽費	Ⅲ 運営						
軽費	1 運営規程						
軽費	(1) 運営における重要事項について定めているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。	第21条			A	運営規程を整備してください。	運営規程が未整備でした。
軽費	(ア) 施設の目的及び運営の方針	第21条第1号					
軽費	(イ) 職員の職種、員数及び職務の内容	第21条第2号					
軽費	① 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第3条において置くべきとされている数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		第5-11(1)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(ウ) 入所定員	第21条第3号			B	運営規程の内容に不足項目(〇〇)がありましたので整備してください。	
軽費	(エ) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額	第21条第4号			B	運営項目に次のとおり不足項目がありましたので整備してください。	
軽費	① 入所者に提供するサービスの内容については、日常生活を送る上での1日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。		第5-11(2)				
軽費	② 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。		第5-11(2)		B	運営規程の〇〇(項目名)については、〇〇(不足している内容)を定めてください。	
軽費	(オ) 施設の利用に当たっての留意事項	第21条第5号					
軽費	① 入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。		第5-11(3)				
軽費	(カ) 非常災害対策	第21条第6号					
軽費	① 非常災害対策に関する規程とは、条例第24条第1項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。		第5-11(4)				
軽費	(キ) 虐待の防止のための措置に関する事項	第21条第7号					
軽費	① 軽費解釈通知第5-21の虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法を指す内容であること。		第5-11(5)				
軽費	(ク) その他施設の運営に関する重要事項	第21条第8号					
軽費	① 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。		第5-11(6)				
軽費	2 非常災害対策						
軽費	(1) 非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的な計画があるか【軽費】						
軽費	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	第24条第1項			A	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための計画を定めてください。	非常災害に対処するための計画を定めていませんでした。
軽費	(ア) 「非常災害に対する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。		第5-14(3)		B	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための計画について、実態に合わせて変更してください。	
軽費	(参考) 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			水防法 第15条の3第1項			
軽費	(参考) 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第1項 津波防災地域づくりに関する法律 第71条第1項			
軽費	(参考) 次に掲げる施設であって、第54条第1項(第69条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。						
軽費	一 地下街等 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの						
軽費	(イ) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。		第5-14(4)		A	非常災害時の関係機関への通報体制等を整備してください。	非常災害時の連絡網等が未整備でした。
軽費					B	非常災害時の通報体制等について、実態に合わせて変更してください。	
軽費	(3) 非常災害に備えるための避難・救出等の訓練を定期的実施しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	第24条第2項			A	非常災害(土砂災害、水害等)に対処するための避難訓練を実施してください。	非常災害に対処するための避難訓練が未実施でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			水防法第15条の3第5項			
軽費	(参考) 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項 津波防災地域づくりに関する法律第71条第2項			
軽費	(参考) 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。						
軽費	3 記録						
軽費	(1) 入所者の処遇(入所者の処遇に関する計画、具体的な処遇の内容、その他必要な事項)を記録し、保存しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 ● 入所者に提供するサービスに関する計画 ● 第12条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録	第33条第2項			A	〇〇(記録の名称)について整備してください。	処遇に関する記録に未整備のものがありません。
軽費	(ア) 軽費老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該軽費老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものです。(入所者に関するもののみ記載) ※指導監査での確認については「確認文書」で行う。		第5-23		A	〇〇(記録の名称)について、次のとおり記録の内容が不十分でしたので改善してください。	処遇に関する記録に不十分なものがありません。
軽費	① 入所者名簿		第5-23(2)				
軽費	② 入所者台帳(入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの)		第5-23(2)				
軽費	③ 入所者に提供するサービスに関する計画		第5-23(2)				
軽費	④ サービスの提供に関する記録		第5-23(2)				
軽費	⑤ 献立その他食事に関する記録		第5-23(2)				
軽費	⑥ 入所者の健康管理に関する記録		第5-23(2)				
軽費	⑦ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		第5-23(2)				
軽費	⑧ サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録		第5-23(2)				
軽費	⑨ 入所者へのサービス提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		第5-23(2)				
軽費	4 施設長						
軽費	(1) 施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か【軽費】						
軽費	ア 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第3条第3項			A	施設長の兼務により入所者の処遇に支障をきたしているので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
軽費	(ア) 「常勤」は、当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の職員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。		第2-1(3)		A	施設長の兼務が、常勤要件を満たしていないので改善してください。	施設長の兼務について改善すべき点がありました。
軽費	(イ) 当該施設に併設される他の事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。		第2-1(3)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(ウ) 施設長は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該軽費老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ・ 当該軽費老人ホームの従事者としての職務に従事する場合 ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する時間帯も、当該軽費老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該軽費老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）		第2-1(5)				
軽費	5 入退所 (1) 入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。	第11条第1項			B	入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めてください。	
軽費	6 サービス提供の方針 (1) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他入所（居）者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	第14条第3項			A	緊急やむを得ず身体的拘束（又は入所者の行動を制限する行為）を実施する場合には、○ ○について十分な検討を行ってください（十分な検討を行い、その結果を記録してください）。	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
軽費	(2) 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか【軽費】 (3) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか【軽費】						
軽費	ア 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	第14条第4項			A	身体的拘束（又は入所（居）者の行動を制限する行為）を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。	身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。
軽費	(ア) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。		第5-4(2)			緊急やむを得ず身体的拘束（又は入所者の行動を制限する行為）を実施する場合には、○ ○について十分な検討を行ってください（十分な検討を行い、その結果を記録してください）。	
軽費	(4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか【軽費】						
軽費	ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	第14条第5項第1号			A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(ア) 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		第5-4(3)		B	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」は、○○を含む幅広い職種で構成してください。	

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(イ) 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこととする。また、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこととする。		第5-4(3)		B	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。（開催しているが内容が不十分な場合）	
軽費	(ウ) 身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。		第5-4(3)		A	「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(エ) 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第5-4(3)		A	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を決めてください。	身体的拘束等の適正化対応策について、担当者を置いていませんでした。
軽費	(オ) 軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。		第5-4(3)				
軽費	(カ) 具体的には、次のようなことを想定している。		第5-4(3)				
軽費	① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。		第5-4(3)				
軽費	② 介護職員その他の職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。		第5-4(3)				
軽費	③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第5-4(3)				
軽費	④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。		第5-4(3)				
軽費	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第5-4(3)				
軽費	⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。		第5-4(3)				
軽費	(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか【軽費】						
軽費	ア 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	第14条第5項第2号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備してください。	身体的拘束等の適正化のための指針が未整備でした。
軽費	(ア) 第14条第5項第2号の軽費老人ホームが整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第5-4(4)		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、不足項目（〇〇）がありましたので盛り込んでください。	
軽費	① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方		第5-4(4)		B	「身体的拘束等の適正化のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。	
軽費	② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第5-4(4)				
軽費	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針		第5-4(4)				
軽費	④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針		第5-4(4)				
軽費	⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針		第5-4(4)				
軽費	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第5-4(4)				
軽費	⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		第5-4(4)				
軽費	(6) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか【軽費】						
軽費	ア 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	第14条第5項第3号			A	介護職員その他の職員に対し、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
軽費	(ア) 第14条第5項第3号の介護職員その他の職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。		第5-4(5)		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に身体的拘束適正化の研修を実施してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
軽費	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。		第5-4(5)		A	身体的拘束等の適正化の研修の実施内容について記録してください。	身体的拘束等の適正化に向けた研修の実施が不十分でした。
軽費	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第5-4(5)				
軽費	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えないこととする。		第5-4(5)				
軽費	7 生活相談等						
軽費	(1) 入浴回数は適切か【軽費】						

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
軽費	ア 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。	第16条第5項			B	2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めてください。	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
軽費	8 勤務体制の確保						
軽費	(1) 職員の勤務体制が定められているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。	第22条第1項			A	入所者に対して適切な処遇を行うため、職員の〇〇を明確にしてください。	職員の勤務体制に不十分な点がありました。
軽費	(ア) 第22条第1項は、軽費老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。		第5-12(1)				
軽費	イ 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。	第22条第2項					
軽費	(ア) 第22条第2項は、職員の勤務体制を定めるにあたっては、第14条第1項のサービスの提供の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行わなければならないこととしたものであること。		第5-12(2)				
軽費	(2) 資質向上のために研修の機会を確保しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	第22条第3項			A	職員の資質の向上を図るため、研修の参加の機会を計画的に確保してください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
軽費	(ア) 第22条第3項前段は、当該軽費老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。		第5-12(3)		B	職員の資質の向上を図るため、計画的に研修の参加の機会を確保するために研修計画を作成してください。	
軽費	(3) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	第22条第3項			A	医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させてください。	職員に研修参加の機会が確保されていませんでした。
軽費	(ア) 第22条第3項後段は、軽費老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。		第5-12(3)		B	医療・福祉関係の資格を有さない職員を採用した場合については、採用後1年間を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。	
軽費	(イ) 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、第22条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。		第5-12(3)				
軽費	(ウ) 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。		第5-12(3)				
軽費	(4) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	第22条第4項			A	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、〇〇を講じてください。	職員の就業環境に講ずべき措置に不十分な点がありました。
軽費	(ア) 第22条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		第5-12(4)				

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
軽費	(イ) 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（平成18厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は次のとおりである。		第5-12(4)				
軽費	① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。		第5-12(4)				
軽費	② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。		第5-12(4)				
軽費	(ウ) パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、(イ)（事業者が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		第5-12(4)				
軽費	9 業務継続計画の策定等						
軽費	(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第22条の2第1項			A	感染症や非常災害の発生時において、入所（居）者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定してください。	業務継続計画が策定されていませんでした。
軽費	(ア) 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第22条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。		第5-13(1)		A	（感染症（又は災害）に係る）業務継続計画において定める〇〇について、必要な措置を講じてください。	業務継続計画に定める事項について、必要な措置が講じられていませんでした。
軽費	(イ) 業務継続計画には、次の項目等を記載することとする。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。また、想定される災害等は地域によって異なることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に作成することとして差し支えない。		第5-13(2)		B	（感染症（又は災害）に係る）業務継続計画について、〇〇について記載してください。	
軽費	① 感染症に係る業務継続計画		第5-13(2)				
軽費	(i) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）		第5-13(2)				
軽費	(ii) 初動対応		第5-13(2)				
軽費	(iii) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）		第5-13(2)				
軽費	② 災害に係る業務継続計画		第5-13(2)				
軽費	(i) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）		第5-13(2)				
軽費	(ii) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）		第5-13(2)				
軽費	(iii) 他施設及び地域との連携		第5-13(2)				
軽費	(2) 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	第22条の2第2項			A	（感染症（又は災害）に係る）業務継続計画について、職員に周知してください。	業務継続計画が職員に周知されていませんでした。
軽費	(ア) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。		第5-13(3)				
軽費	(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが必要である。また、研修の実施内容についても記録することとする。		第5-13(3)		A	業務継続計画についての研修及び業務継続計画に基づいた訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施してください。	業務継続計画についての研修及び訓練が未実施でした。
軽費	(ウ) なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		第5-13(3)				
軽費	(エ) 訓練（シミュレーション）については、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。		第5-13(4)		A	業務継続計画についての研修を定期的（年2回以上）に開催してください。	業務継続計画についての研修が未実施でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(オ) なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。		第5-13(4)		A	業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施してください。	業務継続計画についての訓練が未実施でした。
軽費	(カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第5-13(4)				
軽費	(キ) また、感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましいものとする。		第5-13(1)				
軽費	(3) 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	第22条の2第3項			B	(感染症(又は災害)に係る)業務継続計画について、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。	
軽費	10 定員の遵守						
軽費	(1) 入所定員又は居室の定員を上回っていないか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第23条			A	施設の入所定員(及び居室の定員)を遵守してください。	施設の定員が遵守されていませんでした。
軽費	11 衛生管理等						
軽費	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	第25条第2項第2号			A	感染症及び食中毒の予防のための指針について、平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針として整備してください。	感染症及び食中毒の予防のための指針が未整備でした。
軽費	(ア) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。		第5-15(2)				
軽費	(イ) 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が想定される。		第5-15(2)				
軽費	(ウ) 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。		第5-15(2)				
軽費	(エ) 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。		第5-15(2)				
軽費	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期実施しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	第25条第2項第3号			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
軽費	(ア) 介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。		第5-15(2)		A	介護職員その他の職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
軽費	(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。		第5-15(2)		A	介護職員その他の職員の新規採用時に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
軽費	(ウ) また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。		第5-15(2)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施内容について記録してください。	感染症及び食中毒の発生を防止するための研修の実施が不十分でした。
軽費	(エ) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。		第5-15(2)		A	感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に実施してください。	感染症の発生を防止するための訓練の実施が不十分でした。
軽費	(オ) 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。		第5-15(2)				
軽費	(カ) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		第5-15(2)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。	第25条第2項第1号			A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をおおむね3月に1回以上開催してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(ア) 条例第25条第2項第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策担当者は看護師であることが望ましい。		第5-15(2)		B	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
軽費	(イ) 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。		第5-15(2)		A	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(ウ) 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第5-15(2)		A	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を決めてください。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、担当者を置いていませんでした。
軽費	(エ) なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第5-15(2)				
軽費	12 秘密保持等						
軽費	(1) 退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	第28条第2項					
軽費	(ア) 軽費老人ホームに対して、過去に当該軽費老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおこなうなどの措置を講ずべきこととするものである。		第5-18(2)		A	職員(及び職員であった者)に対して、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。	職員による利用者の秘密保持について改善すべき点がありました。
軽費	13 苦情処理						
軽費	(1) 苦情の受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか【軽費】						
軽費	ア その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	第30条第1項			A	(窓口を設置していない場合) 入所(居)者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置してください。	苦情受付体制が未整備でした。
軽費	(ア) 「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第5の17の(1)に準じるものとします。		第5-19(1)		A	(窓口等の不記載又は不掲載の場合) 相談窓口や苦情処理の体制等の苦情を処理するために講ずる措置の概要について、[サービス内容を説明する文書/施設内/ウェブサイト]に[記載/掲示]してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
参考	(一) ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいいます。なお、軽費老人ホームは、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。 ・自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、ウェブサイトへの掲載は行わないことができます。なお、その場合も条例第27条第1項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第2項や条例第34条第1項の規定による措置に代えることができることとします。		第5-17(1)				

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費					A	(第三者委員の不記載又は不掲示の場合)入所(居)者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者委員の氏名、連絡先(電話番号不可の場合、面談手続き等の代替手段)を〇〇に記載(掲示)してください。	苦情受付体制の周知が不十分でした。
軽費	(2) 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームは、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	第30条第2項			A	受け付けた苦情について、内容等を記録し、5年間保管してください。	苦情についての記録が不十分でした。
軽費	(ア) 苦情に対し軽費老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(軽費老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。条例第33条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。		第5-19(2)				
軽費	14 事故発生の防止及び発生時の対応						
軽費	(1) 事故発生の防止のための指針を整備しているか【軽費】						
軽費	ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	第32条第1項第1号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を整備してください。	事故発生の防止のための指針が未整備でした。
軽費	(ア) 指針には、次のような項目を盛り込むこと。		第5-21(1)		B	「事故発生の防止のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。	
軽費					B	「事故発生の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。(不足項目が複数の場合、列挙)	
軽費	① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方		第5-21(1)				
軽費	② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項		第5-21(1)				
軽費	③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針		第5-21(1)				
軽費	④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針		第5-21(1)				
軽費	⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針		第5-21(1)				
軽費	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		第5-21(1)				
軽費	⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針		第5-21(1)				
軽費	イ 事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。	第32条第1項第2号			A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、その発生時の状況等を分析し、防止策を検討してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。
軽費	(ア) 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要。具体的には、次のようなことを想定している。		第5-21(2)				
軽費	① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。		第5-21(2)		A	事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合に、職員に対して事実の報告や防止策を周知徹底する体制を整備してください。	事故発生の改善策の周知等の体制が不十分でした。
軽費	② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。		第5-21(2)				
軽費	③ 事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。		第5-21(2)				
軽費	④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。		第5-21(2)				
軽費	⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。		第5-21(2)				
軽費	⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。		第5-21(2)				
軽費	(2) 市町村、入所者家族等に報告しているか【軽費】						
軽費	ア 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに知事、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。	第32条第2項			A	事故が発生した場合には、関係市町村及び家族等へ報告してください。	事故発生の関係市町村等へ未報告の事例がありました。
軽費	(3) 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか【軽費】						
軽費	ア 事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。	第32条第3項			A	事故が発生した場合には、事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録してください。	事故発生の記録が不十分な事例がありました。
軽費	(4) 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか【軽費】						

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	ア 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。	第32条第4項			B	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じてください。	
軽費	(ア) 損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいものとする。		第5-21(6)				
軽費	(5) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか【軽費】						
軽費	ア 事故発生の防止のための対策を検討する委員会（以下「事故防止検討委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すること。	第32条第1項第3号			A	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催してください。	事故発生の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(ア) 「事故防止検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家）により構成する。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものとする。		第5-21(3)		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」は、〇〇を含む幅広い職種で構成してください。	
軽費	(イ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。事故防止対策委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいものとする。		第5-21(3)				
軽費	(ウ) 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする。		第5-21(3)		B	「事故発生の防止のための対策を検討する委員会」では、〇〇について検討してください。（開催しているが内容が不十分な場合）	
軽費	(エ) 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。		第5-21(3)				
軽費	イ 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。	第32条第1項第4号			A	介護職員その他の職員に対し、「事故発生の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
軽費	(ア) 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。		第5-21(4)				
軽費	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。		第5-21(4)		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に事故発生の防止の研修を実施してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
軽費	(ウ) また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。		第5-21(4)		A	事故発生防止のための研修の実施内容について記録してください。	事故発生防止のための研修の実施が不十分でした。
軽費	(エ) なお、研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第5-21(4)				
軽費	(6) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか【軽費】						
軽費	ア 軽費老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、(1)ら(3)まで、(5)及び(6)に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同じの職員が務めることが望ましいものとする。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	第32条第1項第5号	第5-21(5)		A	事故発生の防止のための対策について、担当者を決めてください。	事故発生の防止のための対策について、担当者を置いていませんでした。
軽費	15 虐待の防止						
軽費	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護職員その他従業者へ周知しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	第32条の2第1号			A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。
軽費	(ア) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。		第5-22(2)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、施設長を含む幅広い職種で構成してください。	
軽費	(イ) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。		第5-22(2)		A	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の開催結果を、介護職員その他の職員に対し周知徹底してください。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の取組が不十分でした。

施設区分	確認項目	根拠(条例)	根拠(解釈通知)	根拠(その他)	評価	通知等文例	県ホームページ公表文例
軽費	(ウ) 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。		第5-22(2)				
軽費	(エ) 虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。		第5-22(2)				
軽費	(オ) 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		第5-22(2)				
軽費	(カ) 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図る必要がある。		第5-22(2)		B	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」において、〇〇について検討してください。	
軽費	① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること		第5-22(2)				
軽費	② 虐待の防止のための指針の整備に関すること		第5-22(2)				
軽費	③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		第5-22(2)				
軽費	④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること		第5-22(2)				
軽費	⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること		第5-22(2)				
軽費	⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること		第5-22(2)				
軽費	⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		第5-22(2)				
軽費	(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。	第32条の2第2号			A	条例解釈通知で示す各項目を盛り込んだ「虐待の防止のための指針」を整備してください。	虐待の防止のための指針が未整備でした。
軽費	(ア) 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		第5-22(2)		B	「虐待の防止のための指針」について、不足項目(〇〇)がありましたので盛り込んでください。 B 「虐待の防止のための指針」について、次のとおり不足項目がありましたので盛り込んでください。 (不足項目が複数の場合、列挙)	
軽費	① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方		第5-22(2)				
軽費	② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項		第5-22(2)				
軽費	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		第5-22(2)				
軽費	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		第5-22(2)				
軽費	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		第5-22(2)				
軽費	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項		第5-22(2)				
軽費	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		第5-22(2)				
軽費	⑧ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		第5-22(2)				
軽費	⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		第5-22(2)				
軽費	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施しているか【軽費】						
軽費	ア 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	第32条の2第3号			A	介護職員その他の職員に対し、「虐待の防止のための指針」に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
軽費	(ア) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。		第5-22(2)		A	介護職員その他の職員に対し、新規採用時に虐待の防止のための研修を実施してください。 A 虐待の防止のための研修の実施内容について記録してください。	虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。 虐待発生防止のための研修の実施が不十分でした。
軽費	(イ) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。		第5-22(2)				
軽費	(ウ) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。		第5-22(2)				
軽費	(エ) 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。		第5-22(2)				
軽費	(4) 上記の措置を適切に実施するための担当を置いているか【軽費】						
軽費	ア (1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当を置くこと。	第32条の2第4号			A	虐待の防止に係る措置を適切に実施するための担当を置いてください。	虐待発生防止について、担当を置いていませんでした。

施設区分	確認項目	根拠 (条例)	根拠 (解釈通知)	根拠 (その他)	評価	通知等文例	県ホームページ 公表文例
軽費	<p>(ア) 軽費老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。</p> <p>なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任すること。</p> <p>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>		第5-22(2)				